

公告の修正について

※6月12日修正

公告日：令和5年6月5日 件名：四郷小学校仮設特別教室棟賃貸借

【修正内容】

公告の「2 参加資格に関する事項」を修正。

（修正前）

2 参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 入札の公告の日において、四日市市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）の『物品・業務委託』の「リース・レンタル」において掲載されている者。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定の一級建築士事務所の登録をしている者。
- (4) 本賃貸借物件の設計期間中に、管理技術者（1級建築士に限る）を配置することができる者。
- (5) 本賃貸借物件の工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（特定又は一般（建築工事業）に係るものに限る。）を受けている者。
- (6) 本賃貸借物件の設置及び解体工事期間中に、請負金額が設置工事については8,000万円以上、解体工事に関しては4,000万円以上になる場合、主任技術者または監理技術者を専任させ、かつ現場代理人を常駐配置させることができる者。なお、主任技術者または監理技術者は現場代理人と兼ねることができる。（主任技術者または監理技術者と現場代理人はそれぞれ1級建築施工管理技士または1級建築士に限る。）ただし、他の工事等で専任の監理技術者または主任技術者や現場代理人等になっている者は除く。また、本賃貸借物件の設計期間中の管理技術者と設置及び解体工事期間中の主任技術者または監理技術者は兼ねることができる。

※ 下請金額が設置工事については7,000万円以上、解体工事に関しては4,500万円以上の場合、監理技術者の配置と特定建設業の許可が必要です。

また、工事を直接請け負う場合に配置される専任の主任技術者または監理技術者については、入札の申込を行う日以前に、所属建設業者との3か月以上の雇用関係にあることを要します。

※ 営業所の専任技術者は本件の現場代理人、主任技術者または監理技術者にはなれません。

- (7) 過去10年間（平成25年度以降）に、トイレを含む仮設校舎賃貸借を元請（JVは代表構成員のみ）として履行した実績を有すること。
- (8) 入札の公告の日から入札の日までの間、市から入札参加資格停止の措置を受けている期間が無い者。
- (9) 入札の公告の日から入札の日までの間、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）に基づく排除措置を受けている期間がない者。
- (10) 手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者。
- (11) その他関係法令、規則等に違反していない者

(修正後)

2 参加資格に関する事項

一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 入札の公告の日において、四日市市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）の『物品・業務委託』の「リース・レンタル」において掲載されている者。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定の一級建築士事務所の登録をしている者。
- (4) 本賃貸借物件の設計期間中に、管理技術者（1級建築士に限る）を配置することができる者。
- (5) 本賃貸借物件の工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（特定又は一般（建築工事業）に係るものに限る。）を受けている者。
- (6) 本賃貸借物件の設置及び解体工事期間中に、請負金額が設置工事については8,000万円以上、解体工事に関しては4,000万円以上になる場合、主任技術者又は監理技術者を専任させ、かつ現場代理人を常駐配置させることができる者。なお、主任技術者又は監理技術者は現場代理人と兼ねることができる。（主任技術者又は監理技術者と現場代理人はそれぞれ1級建築施工管理技士または1級建築士に限る。）ただし、他の工事等で専任の主任技術者又は監理技術者や現場代理人等になっている者は除く。また、本賃貸借物件の設計期間中の管理技術者と設置及び解体工事期間中の主任技術者又は監理技術者は兼ねることができる。
- (7) 本賃貸借物件の設置及び解体工事期間中に、請負金額が設置工事については8,000万円未満、解体工事に関しては4,000万円未満になる場合、主任技術者を配置し、かつ現場代理人を常駐配置させることができる者。なお、主任技術者は現場代理人と兼ねることができる。（主任技術者と現場代理人はそれぞれ国家資格者（建築士または建築施工管理技士に限る。）に限る。）ただし、他の工事等で専任の主任技術者や現場代理人等になっている者は除く。また、本賃貸借物件の設計期間中の管理技術者と設置及び解体工事期間中の主任技術者は兼ねることができる。

※ 下請金額が設置工事については7,000万円以上、解体工事に関しては4,500万円以上の場合、監理技術者の配置と特定建設業の許可が必要です。

また、工事を直接請け負う場合に配置される主任技術者または監理技術者及び現場代理人については、入札の申込を行う日以前に、所属建設業者との3か月以上の雇用関係にあることを要します。

※ 営業所の専任技術者は本件の現場代理人、主任技術者または監理技術者にはなれません。

- (8) 過去10年間（平成25年度以降）に、トイレを含む仮設校舎賃貸借を元請（JVは代表構成員のみ）として履行した実績を有すること。
- (9) 入札の公告の日から入札の日までの間、市から入札参加資格停止の措置を受けている期間が無い者。
- (10) 入札の公告の日から入札の日までの間、四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）に基づく排除措置を受けている期間がない者。
- (11) 手形交換所による取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全でない者。
- (12) その他関係法令、規則等に違反していない者